

(仮称) とやまくすりミュージアム整備・運営事業

新旧対照表

令和8年2月26日修正

富山市

募集要項 新旧対照表

No.	頁	該当箇所		変更前	変更後
1	P9	第4	(9)光熱水費及び通信費等の負担	維持管理及び運營業務の実施に係る光熱費は、事業者の負担とし、水道代については、本市が施設所有者に共益費として直接支払う。	維持管理及び運營業務の実施に係る光熱費は、事業者の負担とし、既存設備(4階専用部内のトイレと3階専用部内の給湯室)に係る水道代については、本市が施設所有者に共益費として直接支払う。事業者の提案により水道管を延伸し、新たに水栓・排水口を設置する場合、新たに設置する部分の水道代は事業者負担とする。
2	P24	第9	(4)本市の費用負担	・施設所有者に共益費として直接支払う水道代	・施設所有者に共益費として直接支払う水道代(事業者の提案により水道管を延伸し、新たに水栓・排水口を設置する場合、新たに設置する部分の水道代を除く。)

要求水準書 新旧対照表

No.	頁	該当箇所		変更前	変更後
1	p9	第1 第4節	7.光熱水費及び通信費等の負担	維持管理及び運営業務の実施に係る光熱費は、事業者の負担とし、水道代については、本市が施設所有者に共益費として直接支払う。	維持管理及び運営業務の実施に係る光熱費は、事業者の負担とし、既存設備(4階専用部内のトイレと3階専用部内の給湯室)に係る水道代については、本市が施設所有者に共益費として直接支払う。事業者の提案により水道管を延伸し、新たに水栓・排水口を設置する場合、新たに設置する部分の水道代は事業者負担とする。

事業契約約款(案)別紙 新旧対照表

No.	頁	該当箇所		変更前	変更後
1	SPC版:P49 共同企業体版: P45 代表企業版: P46	別紙5	2 維持管理及び運營業務のサービスの対価の改定に関する基本的考え方	-	・改定に係る協議は毎年度1回(11月)とし、次年度以降のサービス対価に反映させるものとする。 なお、初回の改定に係る協議は令和9年11月に行い、改定を行うこととなった場合は、令和10年度以降の維持管理及び運營業務のサービス対価に反映させるものとする。
2	SPC版:P49 共同企業体版: P45 代表企業版: P46	別紙5	SPC版: 表 7 共同企業体版: 表 6 代表企業版: 表 6  改定に用いる指数	-	・業務の区分:維持管理業務 ・使用する指数:「消費税の影響を除く企業向けサービス価格指数」-建物サービス(日本銀行調査統計局)
3	SPC版:P49 共同企業体版: P45 代表企業版: P46	別紙5	SPC版: 表 7 共同企業体版: 表 6 代表企業版: 表 6  改定に用いる指数	・業務の区分:維持管理・運營業務 ・該当する業務の内訳:上記以外の維持管理・運營業務 ・使用する指数:「消費税の影響を除く企業向けサービス価格指数」-労働者派遣サービス(日本銀行調査統計局)	・業務の区分:運營業務 ・該当する業務の内訳:上記以外の運營業務 ・使用する指数:「消費税の影響を除く企業向けサービス価格指数」-労働者派遣サービス(日本銀行調査統計局)

様式集及び作成要領 新旧対照表

No.	種別	該当箇所		変更前	変更後
1	エクセル	様式 J-1	基礎審査項目 チェックシート	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行の幅を拡大</li> <li>・714行目 削除</li> </ul>